

生	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

人 安 第 2 7 6 号
令 和 7 年 3 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

ストーカー加害者に対する治療等の教示に関する留意事項について

専門家による精神医学的・心理学的手法に基づくカウンセリング又は治療はストーカー加害者の支配意識や執着心を取り除くために有効な手段であることから、「ストーカー加害者に対する新たな施策の実施について」（令和7年3月27日付け人安第274号。以下「施策通達」という。）に基づき、ストーカー加害者に対する治療等の教示を実施しているところであるが、警察共通基盤における相談業務・人身安全関連業務等システム（以下「共通基盤システム」という。）の運用に伴い、実施報告を共通基盤システムに入力して下記のとおり運用することとしたので、遺漏のないようにされたい。

本通達の実施に伴い、「ストーカー加害者に対する治療等の教示に関する留意事項について」（令和6年5月22日付け人安第41号）は廃止する。

記

1 対象

- (1) ストーカー規制法違反被疑事件につき、強制、任意捜査問わず、検挙した事件の被疑者全て
- (2) ストーカー規制法に基づく、警告、禁止命令等、緊急禁止命令等及びそれらの延長措置をとった加害者全て
- (3) ストーカー規制法違反被疑事件が成立するが、被害者の処罰意思がなく、立件送致に至らなかった事件の被疑者全て
- (4) ストーカー規制法違反被疑事件に該当する行為が認められるが、明確な裏付けがとれない、反復行為がない又はあるが立件できない、被害者の言動に瑕疵があり、立件送致に至らなかった事件の被疑者全て

2 実施担当者

加害者への治療等の教示を担当する者は、当該ストーカー事案を取り扱った者から適宜の者を選定して実施する。

3 実施要領

(1) 治療等の教示

実施所属は、禁止命令等の発出やストーカー事件捜査における適宜の機会に際し、加害者に対して加害者説明用のリーフレットを交付し、医療機関等における治療等

が有用な場合がある旨を教示すること。

(2) 実施報告

当該ストーカー事案受理時に加害者に対して治療等の教示を実施した際は、共通基盤システムにおけるストーカー事案情報管理業務の当該ストーカー事案の事案情報の加害者への地域医療・精神科医療へのアプローチ」の項目に実施結果を入力すること。

また継続対応中、治療等の教示を実施した際は、当該ストーカー事案の措置経過の「加害者への地域医療、精神科医療へのアプローチ」の項目に実施結果を入力すること。

実施結果については、施策通達に基づき実施所属の所属長及び人身安全対策課へ報告すること。

(3) ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る施策の実施

治療等の教示を実施した結果、加害者が承諾した場合は、「ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療等の連携に係る経費の運用要領について」（令和7年3月27日付け人安第278号）に基づき、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチにアドバイスを取得するための施策を実施すること。

担当：人身安全対策課
人身安全対策第一係

別記様式

年 月 日

〇 〇 警察署長殿

〇 〇 警察署
〇 〇 〇 〇

治療等の教示実施報告書

実施年月日	年 月 日
対象者氏名	
実施結果	<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否
拒否の理由	<input type="checkbox"/> 本人に治療の意思なし <input type="checkbox"/> 家族が拒否 <input type="checkbox"/> 他医療機関に受診 <input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> その他 ()

削除